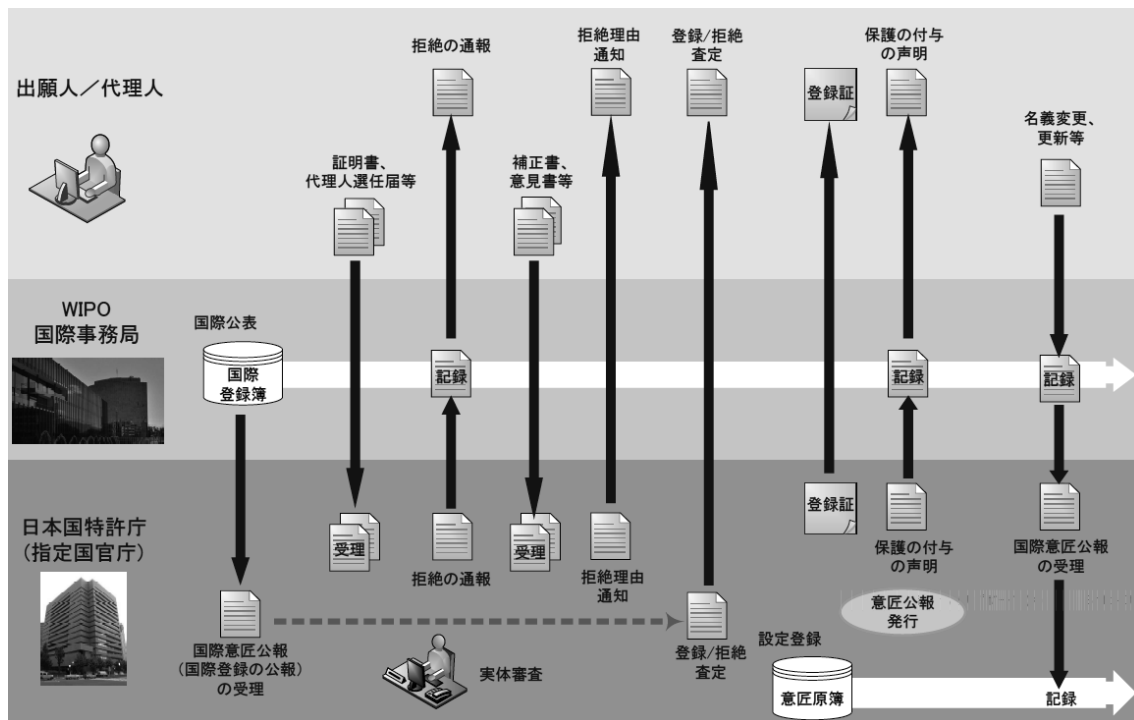


第6章 指定官庁としての日本国特許庁における手続

第1節 日本国特許庁(指定官庁)における手続の概要



日本を指定締約国とする国際出願は、国際事務局によって国際意匠公報 (International Designs Bulletin) に「Registrations」公報として掲載され、国際公表されることにより、国際登録日に日本国特許庁へ出願された意匠登録出願とみなされます。また、国際出願が複数の意匠を含んでいる場合には、意匠ごとに1件の意匠登録出願とみなされます。このように特許庁に対する意匠登録出願とみなされたものを「国際意匠登録出願」といいます。 [意法60条の6 1項、2項]

国際意匠登録出願に関する特許庁への手続は、国際公表後に可能となります。新規性喪失の例外規定の適用やパリ条約等に基づく優先権証明書の提出、国内代理人の選任等に関する手続も、国際公表前に行うことはできません。

特許庁は、国際意匠登録出願に関して実体審査を行います。審査の結果、下記①～③にあてはまる場合には、特許庁は国際公表から12か月以内に国際事務局へ「拒絶の通報」を行います。拒絶の通報は、国際意匠公報に「Refusals」公報として掲載され、国際事務局から出願人又は国際事務局に対する代理人へ送付されます。特許庁から国内代理人に送付されるものではありません。 [協定12条]

- ①国際意匠登録出願が拒絶理由(意匠法第17条各号)に該当する場合
- ②国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合
- ③国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合

上記②③において、後に他の手続や処分の確定により拒絶理由を通知する必要がある場合や、拒絶の通報によって通知した拒絶理由は解消されたが他に拒絶理由を発見した場合等には、特許庁から出願人又は国内代理人へ直接「拒絶理由通知」を送付します。 [意法19条(特法50条)]

通知された拒絶理由について、特許庁へ意見書の提出や、必要に応じて手続補正書の提出を行うことができます。

拒絶の通報や拒絶理由通知に対する意見書や手続補正書等の提出によっても拒絶理由が解消しない場合には、「拒絶の査定」を行います。拒絶の査定は特許庁から出願人又は国内代理人へ直接送付されます。 [意法17条]

拒絶の査定を受けた者は、その査定の際の謄本の送達があった日から3か月以内に拒絶査定不服審判を請求することができます。 [意法46条]

一方、拒絶理由が発見されない場合、又は意見書や手続補正書等の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合には、「登録の査定」を行います。 [意法18条]

登録の査定の後、特許庁は意匠原簿へ意匠権の設定の登録を行い、登録証を交付します。登録の査定及び登録証は、特許庁から出願人又は国内代理人へ直接送付されます。 [意法60条の13、20条2項、62条1項]

設定登録の後、特許庁は意匠公報の発行を行うと共に、「保護の付与の声明」又は「拒絶後の保護の付与の声明」による国際事務局への通報を行います。この通報は、国際意匠公報に「Statements of Grant of Protection」公報として掲載され、国際事務局から出願人又は国際事務局に対する代理人へ送付されます。

[意法20条3項、規則18の2、18(4)]

拒絶査定不服審判において請求成立の審決がなされた場合にも、同様に意匠権の設定の登録、登録証の交付と、国際事務局への通報が行われます。

なお、国際意匠登録出願又は設定登録後の意匠権に関し、出願人の名義の変更又は意匠権の移転や、出願人又は意匠権者の氏名(名称)・住所(居所)の変更などの申請を行いたい場合には、特許庁に対してではなく国際事務局へ直接届出を行う必要があります。

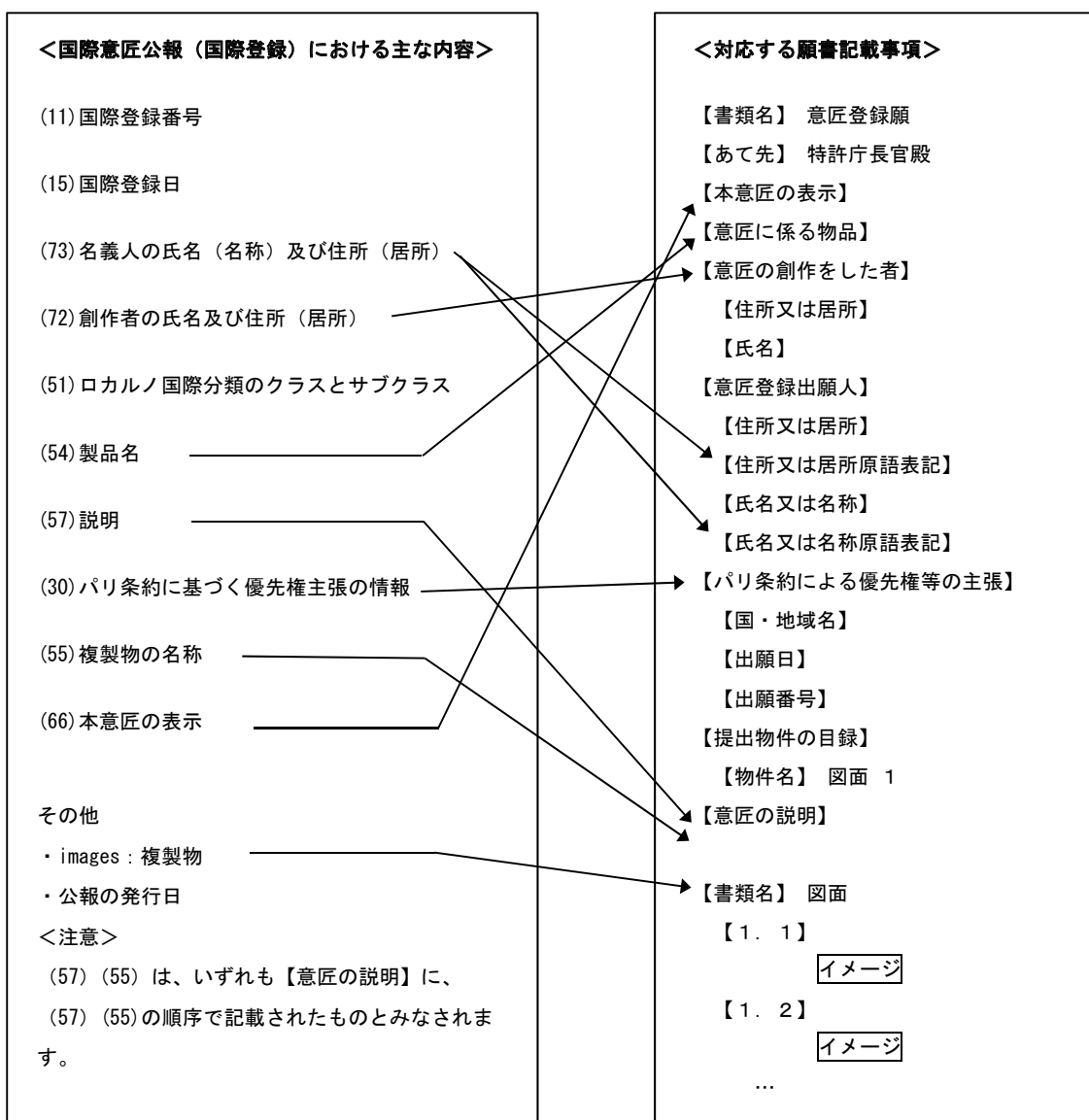
※詳細は第4章「国際事務局に対する主な手続」を参照してください。

第2節 意匠登録出願との取扱いの違い

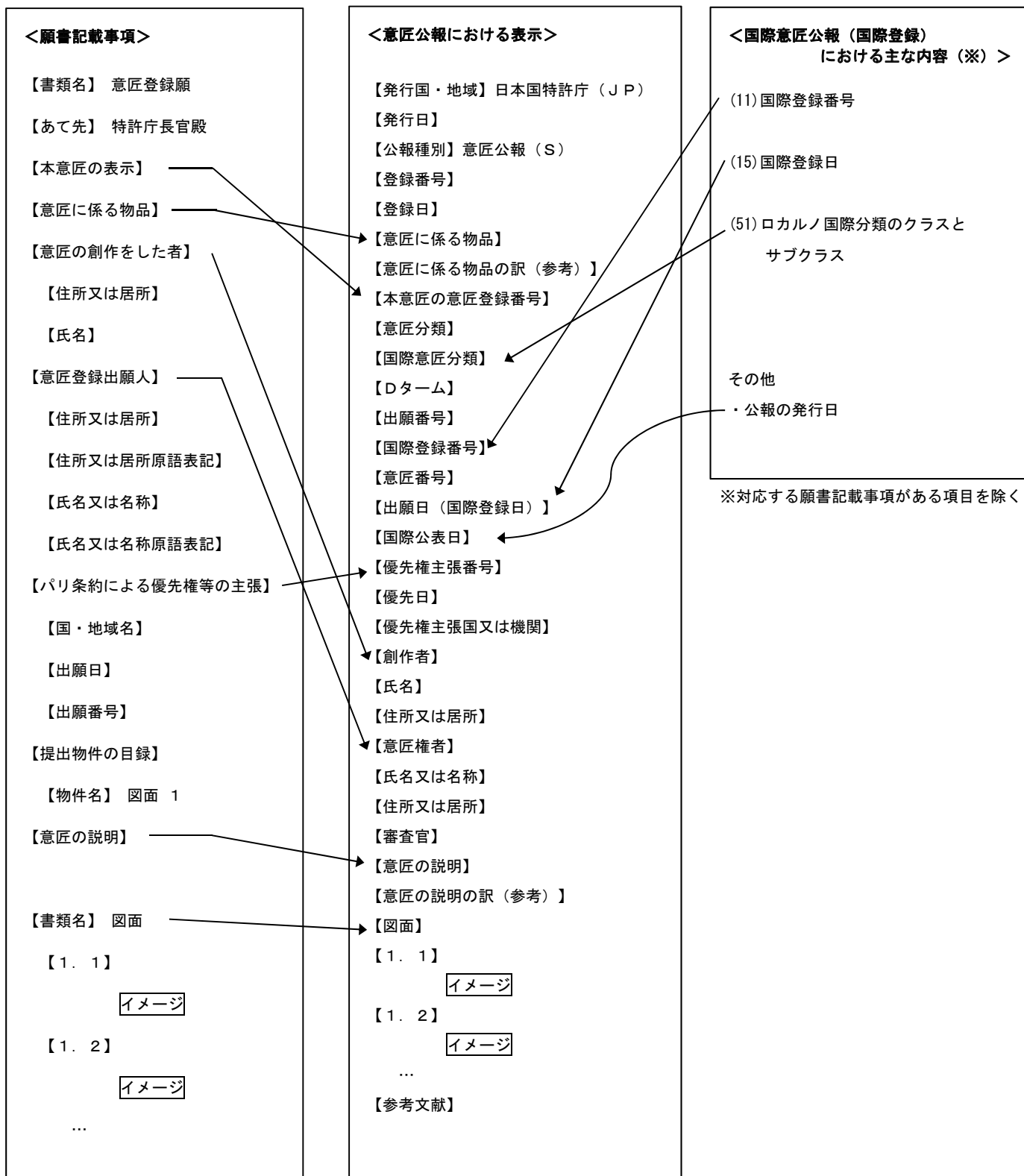
1. 国際登録簿の記録事項と国際意匠登録出願の出願内容の関係

国際意匠登録出願においては、直接日本国特許庁に対して意匠登録出願の願書及び図面を提出することなく、国際登録簿に日本を指定締約国とする国際出願の内容が登録され国際意匠公報によって公表されたことをもって、特許庁に対して出願したものとみなされます。よって特許庁では、国際意匠公報に掲載された国際登録簿への登録内容を、意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項として取り扱うこととなります。
[意法60条の6]

国際登録簿に登録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項の対応関係は、下記のとおりです。



また、意匠公報の掲載内容と願書又は図面に記載すべき事項及び国際登録簿に登録された項目の対応関係は、下記のとおりです。国際意匠登録出願においても、国内出願と同様に、我が国において意匠権の設定の登録があった場合、意匠公報が発行されます。
 [[参考資料4]]



2. 国際登録簿の記録事項の変更と特許庁における取扱い

以下の事項は、国際事務局に対して国際登録簿への変更の記録を請求すべき事項とされています。 [規則21(1)]

- ①国際登録の所有権の変更
- ②国際登録の名義人の氏名(名称)・住所(居所)の変更
- ③国際登録の一部又は全部の限定・放棄 これらの事項については、国際登録簿へ変更の記録がなされることにより、特許庁に対して名義変更や名称変更・出願取下げ等の申請が適正に行われたものとして取り扱い、以下の効力が生じます。
[意法60条の11、60条の14、60条の19 2項]

- ①意匠登録を受ける権利の承継、国際登録を基礎とした意匠権の移転
- ②出願人の氏名(名称)や住所(居所)の変更、登録名義人の氏名(名称)や住所(居所)に関する表示変更
- ③国際意匠登録出願の取下げ、意匠権の消滅

※日本国特許庁に上記変更の記録の請求を行った場合、手続却下になりますのでご注意ください。

なお、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判において識別番号を用いて手続を行う際には、国際事務局に対する手続に加えて、特許庁に対し識別番号に係る出願人の氏名(名称)や住所(居所)の変更の届出を行う必要があります。

※詳細は第5節「審判」を参照してください。

3. 秘密意匠制度の不適用

秘密意匠制度とは、意匠権の設定の登録の日から最長3年間、その意匠を秘密にすることを請求することができる制度です。 [意法14条]

国際意匠登録出願においては、我が国における審査に先駆けて国際事務局により国際登録の内容が公表されることとなり、意匠公報の発行までその意匠を秘密にしておくことは不可能であるため、国際意匠登録出願の出願人については、秘密意匠制度は適用されません。 [意法60条の9]

なお、ジュネーブ改正協定においては、国際出願時に、国際事務局に対して公表の延期を請求することができる旨が規定されています。延期することができる期間は指定締約国ごとに異なりますが、日本を指定締約国とする場合においては、出願日又は優先日から最長30か月の延期を行うことが可能です。 [協定5条(5)、11条]

4. 関連意匠制度

関連意匠制度とは、同一出願人の意匠登録出願に係る場合であって、類似する意匠のうちから選択した一の意匠を本意匠とし、それに類似する意匠をその関連意匠として、意匠登録を受けることができる制度です。関連意匠は、基礎意匠(最初の本意匠)の出願日以降10年を経過する日前に出願されたものである必要があります。

[意法10条]

国際意匠登録出願を含む本意匠・関連意匠の組合せは、下記のいずれも可能です。

		本 意 匠	
		意匠登録出願 (国内出願)	国際意匠登録出願
関連意匠	意匠登録出願 (国内出願)	○	○
	国際意匠登録出願	○	○

第3節 日本国特許庁への手続の原則

1. 日本国特許庁への手続開始時期

国際出願は、国際登録及び国際公表されることによりはじめて日本国特許庁に対する意匠登録出願とみなされます。 [意法60条の6 1項]

よって、国際意匠登録出願に関して特許庁へ各種証明書の提出や代理人等の届出が可能となるのは、**国際公表以後**となります。国際公表前に提出された書面は受理することができません。

2. 意匠ごとの手続

複数の意匠を含む国際出願は、日本においては意匠ごとに1件の国際意匠登録出願とみなされます。 [意法60条の6 2項]

よって、国際意匠登録出願に関して特許庁へ手続を行う場合には、**意匠ごと**に書面を作成し提出する必要があります。

3. 手続の方法

(1) 手続書面の提出方法

国際意匠登録出願に係る手続は、書面(窓口への持参若しくは郵送)での提出又は電子特殊申請により行うことができます。なお、いずれの方法によっても手続を行っても、磁気ディスクへの記録に要する手数料(電子化手数料)はかかりません。

※拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る手続を除く。詳細は第5節「審判」を参照してください。

① 書面による提出

書面の用紙はA4の大きさとし、縦長にして、折らずに片面のみを用います。用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはなりません。また、各用紙はなるべく左綴じとし、容易に分離しやすく綴じ直すことができるように、例えばステープラー等を用いて綴じて提出してください。

[意施規様式]

② 電子特殊申請による提出

一送付票では一手続のみ可能です(多件一通手続はできません。)

[特例法施規13条2項]

電子署名は不要です。

(2) 手続の言語

① ②～④の場合を除き、書面は原則として日本語で記載しなければなりません。

[意施規19条1項(特施規2条)]

②書面に出願人の氏名(名称)及び住所(居所)を記載する場合には、**国際登録簿に記載された文字と同一の文字による原語表記と日本語の表記を併記**しなければなりません。

[意施規2条の3、意施規様式]

<記載例>

【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2

【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland

【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション

【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation

③書面に創作者の氏名及び住所(居所)を記載する場合には、日本語(漢字・ひらがな・カタカタ)ではなく**ラテン文字**(ローマ字を含む)を使用して記載しなければなりません。

[意施規2条の4、細則301(c)]

④書面に下記の項目を記載する場合には、英語で記載しなければなりません。

[意施規2条の5]

- ・意匠に係る物品
- ・意匠に係る物品の説明
- ・意匠の説明

(3) 手続書面への記載内容

①書面には識別番号を記載することはできません。住所(居所)は省略せずに記載する必要があります。

[例施規2条]

※拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る手続に関する書面を除く。
詳細は第5節「審判」を参照してください。

②出願番号は、国際公表後、特許庁のホームページ記事「国際意匠登録出願に係る国際登録番号と出願番号対応一覧の掲載について」において通知しています。

なお、特許庁が通知する拒絶の通報等にも出願番号が記載されています。

国際公表直後で出願番号が確認できない場合には、出願番号の欄を「出願日」とし、「令和××年○月○日提出の意匠登録願」のように国際登録の年月日を記載し、「出願日」の次に「整理番号」の欄を設けて「ー」と記載するとともに、「その他」の欄を設け

て「国際登録番号DM/〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように、国際登録番号と意匠の番号を記載してください。 [意施規様式]

<出願番号が特許庁のホームページ等で通知されている場合>

【出願番号】 意願20××-500001

<出願番号が通知されていない場合>

【出願日】 令和××年5月10日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】 国際登録番号DM/012345、意匠番号8

4. 代理人による手続

日本国内に住所又は居所を有しない出願人は、特許庁へ意匠法の規定に基づく手続(証明書や意見書・補正書の提出、料金返還請求等)を直接行うことはできず、**日本国内に住所又は居所を有する代理人(意匠管理人)**を選任して手続を行う必要があります。 [意法68条2項(特法8条)]

代理人を選任する場合、代理権を証明する書面(委任状)とその訳文を「代理人受任届」等に添付して特許庁へ届け出てください。(委任状は写しの提出も許容されません。)提出済みの包括委任状がある場合には、包括委任状番号を記載することにより、代理権を証明する書面(委任状)の提出に代えることができます。

なお、選任した代理人の住所変更手続は、事件ごとに届出を行う必要があります。

[意施規19条1項(特施規9条、9条の2、9条の3)]

代理人受任届（記載見本）

【書類名】 代理人受任届
【提出日】 令和××年10月 1日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【手続きをした者】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【受任した代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面及び訳文 各1

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注3) 【手続きをした者】【受任した代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注4) 【手続きをした者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注5) 代理人が弁理士又は弁護士の場合は【受任した代理人】欄の【住所又は居所】の次に【弁理士】又は【弁護士】と記載してください。

(注6) 弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人が代理人として手続を行う場合、【受任した代理人】欄の【代表者】の次に【代理関係の特記事項】を

設け、「業務を執行する社員は弁護士 ○○○○(氏名)」と記載してください。複数人いる場合、項目は繰り返さずに名前を列記ください。

(注7)代理権を証明する書面には訳文を添付してください。

(注8)包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄の次に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記載してください。

(注9)代理権を証明する書面の提出が間に合わない場合には、【受任した代理人】欄の次に【その他】欄を設けて「代理権を証明する書面は、追って補充する。」と記載してください。この場合、【提出物件の目録】の欄は設ける必要はありません(後日、手続補正書(方式)に訳文とともに添付して提出してください。)

(注10)代理人が辞任を届け出るときは、【書類名】を「代理人辞任届」とし、【受任した代理人】の欄を【辞任した代理人】としてください。

代理権を証明する書面（記載見本）

委任状

私は弁理士 国際 太郎を代理人と定めて下記事項を委任する。

1. 意願 20××-5××××××× に関する一切の件
2. 上記事件につき、復代理人を選任及び解任する件、拒絶査定不服若しくは補正却下の決定に対する審判を請求する件、並びに、放棄、取下げ若しくは出願変更をする件
3. 上記各項に関し、行政不服審査法に基づく諸手続を行う件、及び取下げをする件

〇〇〇〇年〇月〇日

住所 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2
2 Rue de Sekiton, Geneva 99,
Switzerland

名称 エービーシー コーポレーション
ABC Corporation

代表者 代表取締役社長 ■■■■

(注1) 上記の委任事項は例です。委任事項は名義人と代理人で決定してください。

(注2) 外国語で記載された委任状には翻訳文を添付してください。

(注3) 委任者である名義人の氏名又は名称は、国際登録簿に記録された氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 名義人が自然人の場合は名義人、名義人が法人の場合は代表権限のある者の記名が必要です。なお、当該者の押印／署名は不要です。

(注5) 委任状の原本の写しの提出も可能です。

代理人住所(居所)変更届 (記載見本)

住所(居所)変更届	
(令和××年12月1日)	
特許庁長官 殿	
1. 事件の表示	意願20XX-5XXXXXX
2. 住所(居所)を変更した者	
事件との関係	代理人
旧住所又は旧居所	東京都千代田区霞が関3-4-3
新住所又は新居所	東京都千代田区霞が関1-3-1
氏名又は名称	国際 太郎
住所(居所)を変更した者	
事件との関係	代理人
旧住所又は旧居所	東京都千代田区霞が関3-4-3
新住所又は新居所	東京都千代田区霞が関1-3-1
氏名又は名称	意匠 花子

代理人氏名(名称)変更届 (記載見本)

氏名(名称)変更届	
(令和××年12月1日)	
特許庁長官 殿	
1. 事件の表示	意願20XX-5XXXXXX
2. 氏名(名称)を変更した者	
事件との関係	代理人
住所又は居所	東京都千代田区霞が関3-4-3
旧氏名又は旧名称	特許業務法人JPO事務所
新氏名又は新名称	弁理士法人JPO事務所

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 本手続において、識別番号は使用できません。

(注3) 多件一通による手続が可能です(電子特殊申請による提出を除く)。

5. 手続の却下と補正指令

(1) 不適法な手続の却下

特許庁に対して行った手続が不適法な手続であって、補正によって不備を解消することができないものについては、特許庁長官により却下されます。

[意法68条2項(特法18条の2)]

例えば、在外者が意匠管理人によらないで行った手続や、定められた期間外に行った手続などが対象となります。

① 却下理由の通知

却下を行う際には、「却下理由通知書」によってその理由が通知され、相当の期間を指定して弁明を記載した書面を提出する機会が与えられます。

② 弁明書の提出

却下理由通知に対しては、指定された期間内に弁明書を提出することができます。

[意施規19条1項(特施規11条の4)]

③ 手続の却下

指定した期間内に弁明書の提出がない場合、又は提出があっても却下理由が解消されないときは、当該手続が却下されます。

弁明書（記載見本）

【書類名】 弁明書
（【提出日】 令和××年11月 1日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【弁明をする者】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
（【発送番号】 〇〇〇〇〇〇 ）
【弁明の内容】

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 【弁明をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注3) 【弁明をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【発送番号】の欄には、却下理由通知に記載された発送の番号を記載することができます。

(2) 手続の補正指令と却下

特許庁に対して行った手続が、意匠法や意匠法が準用する特許法等の法令の規定や、法令で定める方式に違反しているときは、特許庁長官により手続の補正が命じられます。
[意法68条2項(特法17条3項)]

例えば、代理人受任届に「代理権を証明する書面」の添付がない場合などが対象となります。

①手続補正指令書

手続の補正は「手続補正指令書」によって命じられます。

②手続補正書の提出

手続補正指令書に対しては、指定された期間内に手続補正書を提出することができます。
[意施規15条1項]

※手続補正書の具体的な記載例については、第4節「3. 手続の補正」を参照してください。

③手続の却下

指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続が却下されます。

[意法68条2項(特法18条)]

手続補正書（方式）（記載見本）
(手続補正指令に回答する場合の手続補正書記載例)

【書類名】	手続補正書（方式）
（【提出日】	令和××年11月 1日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願20××-5×××××
【補正をする者】	
【住所又は居所】	スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】	2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】	エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】	ABC Corporation
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
（【発送番号】	〇〇〇〇〇〇 ）
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	代理人受任届
【補正対象項目名】	委任状
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	委任状及び訳文 各1

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 【補正をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注3) 【補正をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【発送番号】の欄には、手続補正指令書に記載された発送の番号を記載することができます。

第4節 日本国特許庁への具体的手続

1. 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続

新規性喪失の例外の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面と、適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を提出する必要があります。

[意法4条]

(1) 新規性喪失の例外の適用を受けようとする旨を記載した書面

国際公表された日から30日以内に「新規性喪失の例外適用申請書」を特許庁へ提出してください。
[意法60条の7 1項、意施規1条の2、1条の3]

なお、国際出願時に願書様式(【DM/1】)に新規性喪失の例外の適用を申請する旨を記載した場合には、特許庁へ申請書を提出する必要はありません。

(2) 新規性喪失の例外の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面

国際公表された日から30日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明する書面を添付して、特許庁へ提出してください。

[意法60条の7 1項、意施規1条、1条の2]

なお、国際出願時にANNEX IIを用いて日本国特許庁に対して新規性喪失の例外証明書を提出した場合は、特許庁に対して再度同じ証明書を提出する必要はありません。

[意法60条の7 2項]

新規性喪失の例外適用申請書（記載見本）

※国際出願時に願書様式（【DM/1】）に新規性喪失の例外の適用を申請する旨を記載し、国際公表時の公報の” (82) Statements contained in the international application” 欄に日本に対して適用を申請する旨の記録がある場合には、この申請書を提出する必要はありません。

【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書

【特記事項】 意匠法第60条の7第1項の規定により意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願

（【提出日】 令和××年10月 1日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 意願20××-5×××××

【意匠登録出願人】

【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2

【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland

【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション

【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【弁理士】

【氏名又は名称】 国際 太郎

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注3) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

新規性の喪失の例外証明書提出書（記載見本）

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書
（【提出日】 令和××年10月 1日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【提出者】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【提出物件の目録】
【物件名】 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1
【物件名】 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書（訳文） 1

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【提出者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

- (注4) 【提出者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注5) 証明書が外国語で書かれたものである場合には、その訳文を添付してください。

2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続

パリ条約等による優先権を主張しようとする者は、国際出願時に願書様式(【DM/1】)の「**13.Priority Claim**」に必要事項を記載した上で、優先権を証明する書面を特許庁に対して提出する必要があります。 [意法60条の10(特法43条)]

優先権情報及び国際公表日は、WIPOホームページ「International Designs Bulletin」又は「Hague Express」から確認することができます。

特許庁では、優先権主張のある国際意匠登録出願の出願人には、国際公表後速やかに、優先権証明書の提出に関するリマインダー通知「IMPORTANT NOTICE FOR THE HAGUE USERS」(サービス通知)を出願人本人宛に送付しています。

【参考資料5】

(1) 優先権を証明する書面

優先権証明書は、**国際公表された日から3か月以内**に「優先権証明書提出書」に添付して、特許庁へ提出してください。

[意施規12条の2、19条3項(特施規27条の3の3 1項)]

(2) 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス(DAS)を利用する場合

[意法60条の10(特法43条5項)]

① 国際出願時にアクセスコードを記載していた場合

国際出願時に記載したアクセスコードを含む優先権情報に不備がなく、DASで優先権証明書を取得できた場合は、優先権証明書の提出手続は不要です。記載内容に不備があり優先権証明書を取得できなかった場合は、国際公表後速やかに、優先権証明書の提出に関するリマインダー通知を出願人に対して送付します。

② 国際出願時にアクセスコードを記載しなかった場合

国際公表された日から3か月以内に日本国特許庁に対してアクセスコードを補充する手続補正書を提出することができます。

(3) 国際出願時にANNEX Vを用いて優先権証明書を提出した場合

国際出願時にANNEX Vを用いて適法な優先権証明書を提出した場合は、優先権証明書の提出手続は不要です。[意施規19条 3項(特施規27条の3の3 2項)]

(4) 法定期間内に優先権証明書の提出がなかった場合

国際公表日から3か月以内に優先権証明書が提出されていない又はDASで優先権証明書を取得できていない若しくはANNEX Vで提出された優先権証明書が不適法の案件については、日本国特許庁から出願人又は国内代理人宛てに優先権証明書未提出通知を送付します。この通知書を受けた者は、通知の日から2か月以内に限り、日本国特許庁に対して、優先権証明書提出書又はDASのアクセスコードを補充する手続補正書を提出することができます。

[意法60条の10(特43条6項、同条7項)]

優先権証明書提出書（記載見本）

【書類名】	優先権証明書提出書
(【提出日】)	令和××年10月 1日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願20××-5×××××
【提出者】	
【住所又は居所】	スイス国, ジュネーブ 99, リュドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】	2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】	エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】	ABC Corporation
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
(【最初の出願の表示】)	
(【国・地域名】)	
(【出願日】)	
(【出願番号】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】	優先権証明書及び訳文 各1

- (注1)本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2)【提出者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3)出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

- (注4)【提出者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注5)国際出願時に願書様式(【DM/1】)に優先権主張の基礎とする出願の番号を記載できなかった場合には、【最初の出願の表示】欄を設けて記載してください。
- (注6)証明書が外国語で書かれたものである場合には、その訳文を添付してください。訳文には、基礎出願番号、基礎出願日、発行官庁名(国名含む)を記載してください。
- (注7)優先権証明書の写しの提出も可能です。
- (注8)優先権証明書を援用するときは、【提出物件の目録】の【物件名】ごとに【援用の表示】の欄を設けて、以下のように記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 優先権証明書及び訳文 各1

【援用の表示】令和××年6月3日提出の意願20××-5×××××に係る優先権証明書提出書に添付した優先権証明書及び訳文を援用する。

3. 手続の補正

手続の補正は、事件が審査、審判、再審に係属中であればいつでも行うことができます。

[意法60条の24]

(1) 特許庁に対して手続の補正を行うことができない事項

国際意匠登録出願においては、願書様式(【DM/1】)に記載し国際登録簿に記録された以下の項目に関しては、特許庁に対して補正の手続を行うことができません。誤記を訂正したい場合には、国際事務局に対して更正の請求を行ってください。

[規則22]

< 特許庁に対して補正の手続を行うことができない項目 >

- ・国際登録の名義人に関する項目(国際意匠登録出願の出願人に係る【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】)
- ・パリ条約による優先権等の主張に係る項目(【国・地域名】、【出願日】、【出願番号】)

(2) 手続補正書

手続の補正は「手続補正書」により行います。

[意施規15条1項]

手続補正書（記載見本）

【書類名】	手続補正書
（【提出日】	令和××年12月 1日）
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願20××-5×××××
【補正をする者】	
【住所又は居所】	スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】	2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】	エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】	ABC Corporation
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
（【発送番号】	○○○○○○）
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	意匠登録願
【補正対象項目名】	○○○
【補正方法】	○○
【補正の内容】	

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【補正をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 【補正をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4) 【発送番号】の欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載することができます。
- (注5) 【補正対象書類名】欄は「意匠登録願」「図面」のように、【補正対象項目名】欄は「意匠に係る物品」「意匠の説明」「本意匠の表示」のように、【補正方法】欄は「変更」「追加」「削除」のように記載してください。
- (注6) 「意匠に係る物品」「意匠に係る物品の説明」「意匠の説明」を補正対象項目とする場合には、【補正の内容】は英語で記載してください。

(3) 手続補正書の作成例

①DAS のアクセスコードを補充又は補正する場合

国際出願時に DAS のアクセスコードを記載していなかった場合、あるいは国際出願時に記載したアクセスコードに誤りがある場合は、所定の期間内(「2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続」を参照)に、日本国特許庁に対してアクセスコードを補充又は補正するための手続補正書を提出することができます。

アクセスコードに不備はなく、その他の優先権情報(【国・地域名】【出願日】【出願番号】)に誤りがあった場合は、日本国特許庁に対してその誤記に対する補正の手続を行うことができないため、国際事務局に対して更正の請求を行ってください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 パリ条約による優先権等の主張

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】 ○○○○○○

【出願日】 ○○○○年○月○日

【出願番号】 □□□□□□

【出願の区分】 意匠登録

【アクセスコード】 △△△△

【優先権証明書提供国 (機関)】 世界知的所有権機関

【その他】 意匠法第 60 条の 10 第 2 項で準用する特許法第 43 条第 5 項の規定による書面の提出

(注1) 台湾智慧財産局への出願を基礎として優先権主張をしている案件について、二庁間での優先権証明書類の電子的交換(二庁間 PDX)を利用する場合、【優先権証明書提供国(機関)】は「台湾」と記載してください。

(注2) 意匠の国際登録出願(ハーグ出願)を基礎出願とする場合は、【出願番号】の欄には国際登録番号ではなく WIPO 整理番号を記載してください。

(注3) 欧州連合知的財産庁への出願を基礎として優先権主張をしている案件について DAS を利用する場合、基礎出願番号の枝番号の記載が必要です。枝番号がないものは DAS による証明書の取得ができませんのでご注意ください。なお、枝番号を手続補正書にて追加する場合は【その他】欄に下記のように上申してください。

例) 【その他】 … 国際登録簿に記録されている基礎出願番号と一部相違していますが、DAS を取得するための正しい出願番号は本手続補正書に記載したとおりです。

②【意匠の創作をした者】の欄を補正する場合

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠の創作をした者を記載する場合には、意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所の記載は、実施細則第301節(c)に定める外国語で記載しなければなりません。 [意施規2条の4]

(i) 意匠の創作をした者を追加する場合

国際出願時に願書様式(【DM/1】)に意匠の創作をした者を1人も記載しなかった場合(国際公表時公報の”(72) Name and address of creator of designs”欄がない場合)であって、新たに創作者名を追加したいときには、【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に意匠の創作をした者を記載してください。また、【その他】欄を設けて、追加の理由(願書に創作者を記載しなかった経緯等)を具体的に記載してください。

<p>【書類名】 手続補正書</p> <p>… (略)</p> <p>【手続補正 1】</p> <p>【補正対象書類名】 意匠登録願</p> <p>【補正対象項目名】 意匠の創作をした者</p> <p>【補正方法】 追加</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【意匠の創作をした者】</p> <p>【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda -ku Tokyo, 100-8915, JAPAN</p> <p>【氏名】 ISYO Taro</p> <p>【意匠の創作をした者】</p> <p>【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda -ku Tokyo, 100-8915, JAPAN</p> <p>【氏名】 ISYO Jiro</p> <p>【その他】 … (変更の理由を記載する) …</p>
--

(ii) 意匠の創作をした者を追加・削除・変更する場合

国際出願時に意匠の創作をした者を記載し、国際公表時公報の”(72) Name and address of creator of designs”欄にその記録があるが、新たに別の創作者名を追加したい/一部の者を削除したいときには、【補正方法】欄に「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠の創作をした者全員を記載し、【その他】欄を設けて、変更(追加・削除)の理由を具体的に記載してください。なお、意匠の創作をした者全員の宣誓書(創作者を削除するときは、削除する者も含め全員の宣誓書)を添付する必要があります。宣誓書は、原本の提出のほか、原本の提出に代えてその写しを提出することも可能です。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の創作をした者

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Taro

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Jiro

【その他】 … (変更の理由を記載する) …

【提出物件の目録】

【物件名】 意匠の創作をした者の相互の宣誓書及び訳文 各 1

(宣誓書の記載例)

宣誓書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記の出願について、私ども、◎◎◎◎及び△△△△が真の意匠の創作をした者であり、□□□□は意匠の創作をした者ではないことをここに宣誓します。

記

1. 出願番号 意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇
2. 意匠に係る物品 〇〇〇〇〇〇

意匠の創作をした者

住所（居所） 〇〇〇…

氏名 ◎◎◎◎

意匠の創作をした者

住所（居所） 〇〇〇…

氏名 △△△△

住所（居所） 〇〇〇…

氏名 □□□□

③【意匠に係る物品】の欄を補正する場合

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠に係る物品を記載する場合には、**英語**で記載しなければなりません。 [意施規2条の5]

【補正方法】欄には「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠に係る物品を記載してください。

<p>【書類名】 手続補正書</p> <p>… (略)</p> <p>【手続補正1】</p> <p>【補正対象書類名】 意匠登録願</p> <p>【補正対象項目名】 意匠に係る物品</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【意匠に係る物品】 Vehicle</p>

④【意匠の説明】の欄を補正する場合

国際出願願書の「**9.Description**」及び「**10.Legends**」欄に記入し、国際公表時公報の”(57)Description of the characteristic features of the design(s), or matter for which protection is not sought”欄、又は”(55) Legend(s) to indicate a specific view of the product, preceded by the corresponding design number and reproduction number s.”欄に記録された事項を変更したいときは、【意匠の説明】欄を補正します。

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠の説明を記載する場合には、**英語**で記載しなければなりません。 [意施規2条の5]

(i) 意匠の説明を追加する場合

新たに意匠の説明を追加する場合には、【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に意匠の説明を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1) Perspective; 1. 2) Front……

(注) 国際公表時公報の(55)又は(57)欄のいずれかに記録がある場合は、【補正方法】は「変更」と記載します。

(ii) 意匠の説明の内容を変更する場合

意匠の説明の内容を変更する場合には、【補正方法】欄に「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠の説明を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1) P
erspective; 1. 2) Front……

(57) Description

(55) Legends

(注)【意匠の説明】欄は手続補正書の内容で上書きされるため、国際公表時公報の(55)又は(57)欄のいずれかに既に記載があり、その記載に変更がない場合であっても手続補正書上の【意匠の説明】欄に記載しておく必要があります。

⑤【本意匠の表示】の欄を補正する場合

国際公表時公報の”(66)Data relating to the principal design”欄に関する事項を変更したいときは、【本意匠の表示】欄を補正します。

(i) 国際意匠登録出願を関連意匠の国際意匠登録出願に補正する場合

国際意匠登録出願を関連意匠の国際意匠登録出願に変更する場合には、新たに本意匠の表示を追加する補正を行います。【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に【本意匠の表示】欄を設けて、本意匠とする意匠の出願番号又は登録番号を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 本意匠の表示

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【本意匠の表示】

【出願番号】 意願○○○○-○○○○○○

※登録番号を記載する場合には、【出願番号】を【登録番号】とし、「意匠登録第○○○○○○○○号」と記載してください。

(ii) 関連意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に補正する場合

関連意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に変更する場合には、本意匠の表示を削除する補正を行います。【補正方法】欄に「削除」と記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 本意匠の表示

【補正方法】 削除

⑥図面を補正する場合

国際意匠登録出願において、国際出願時に国際事務局へ提出した複製物の内容を変更したい場合には、図面を補正してください。

なお、国際公表時公報の” (57)Description of the characteristic features of the design(s), or matter for which protection is not sought”欄、又は”(55) Legend(s) to indicate a specific view of the product, preceded by the corresponding design number and reproduction numbers.”欄に記録された事項にも変更が及ぶ場合は、【意匠の説明】欄も補正します。

(i) 図面を全図変更する場合

<p>【書類名】 手続補正書</p> <p>… (略)</p> <p>【手続補正 1】</p> <p>【補正対象書類名】 図面</p> <p>【補正対象項目名】 全図</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【書類名】 図面</p> <p>【 1. 1】</p> <p>図面イメージ</p> <p>【 1. 2】</p> <p>図面イメージ</p> <p>【 1. 3】</p> <p>図面イメージ</p> <p>… (省略) …</p>

(ii) 図面を図単位で補正する場合(図面を変更する場合)

【書類名】 手続補正書

… (略) …

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 1. 1

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【1. 1】

図面イメージ

(iii) 図面を図単位で補正する場合(図面を追加する場合)

【書類名】 手続補正書

… (略) …

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の説明】 1. 1) P e r s p e c t i v e ; 1. 9) R e f e r e n c e v i e w

【手続補正 2】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 1. 9

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【1. 9】

図面イメージ

追加した意匠について言及

⑦国際意匠登録出願が産業技術力強化法第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である場合

国際意匠登録出願においては、国際出願時に願書様式(【DM/1】)に産業技術力強化法第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載することができないため、下記のように手続補正書を作成し、国際公表後に特許庁に対して提出してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 その他

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【その他】 国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和〇年度、〇〇省、〇〇事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの）

4. 意見書

国際意匠登録出願について拒絶すべき旨の理由があるときは、国際事務局からの拒絶の通報又は特許庁からの拒絶理由通知により拒絶の理由が通知されます。これに対して意見がある場合には、指定された期間内に「意見書」を提出することができます。
[意法19条(特法50条)、意施規13条1項]

意見書（記載見本）

【書類名】	意見書
(【提出日】)	令和××年12月 1日)
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願20××-5×××××
【意匠登録出願人】	
【住所又は居所】	スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】	2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】	エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】	ABC Corporation
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
(【発送番号】	○○○○○○○)
【意見の内容】	○○○…
(【証拠方法】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】	意匠登録第○○○○○○○○号意匠公報写し 1
【物件名】	○○○辞典 1

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【あて先】欄は、審査官の命令による場合には、命令を発した審査官名を記載してください。
- (注3) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注4) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注5)【**発送番号**】の欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載することができます。

(注6)【**意見の内容**】欄は次の要領で記載してください。

a) 論点をふまえて平易かつ明りょうに記載してください。

b) 文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記載してください。

(注7)【**証拠方法**】欄には、【**意見の内容**】欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記載することができます。

(注8)【**提出物件の目録**】欄は、【**意見の内容**】又は【**証拠方法**】の欄で述べている物件を提出するときに記載します。参考資料を提出したい場合は、【**提出物件の目録**】欄を設け提出してください。

5. 特徴記載書

事件が特許庁に係属しているときには、国際意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した「特徴記載書」を提出することができます。 [意施規6条]

特徴記載書（記載見本）

【書類名】	特徴記載書
（【提出日】	令和××年12月 1日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願20××-5×××××
【意匠登録出願人】	
【住所又は居所】	スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】	2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】	エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】	ABC Corporation
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【意匠の特徴】	○○○・・・
【説明図】	

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

 【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

 【整理番号】 -

...

 【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4)【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注5)【意匠の特徴】欄には、意匠登録出願に係る意匠の特徴を次の要領で記載してください。

- a) 意匠の特徴を平易かつ明りょうに記載してください。
- b) 文字数は1,000字以内とし、簡潔に記載してください。
- c) 「【意匠の特徴】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはなりません。

(注6)【説明図】欄には、意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を次の要領で記載することができます。

- a) 図は、複数ページにわたって記載してはなりません。
- b) 図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはなりません。複数の図形を記載する場合も同様です。

(注7)【意匠の特徴】又は【説明図】欄の記載を補正するときは、新たな特徴記載書を作成して提出しなければなりません。

6. 過誤納の手数料等の返還の請求

国際意匠登録出願に関する手続であって、その手続の際に特許庁へ納付した手数料が適正金額を超えて過大であった場合、又はその手続が不適法な手続として却下処分となった場合には、過誤納分の手数料について返還を求めることができます。

[意法67条7項、8項]

(1) 返還の請求期間

①過誤納の手数料 : 手数料を納付した日から1年以内

②不適法な手続として却下処分となった手続に係る手数料 :

手数料を納付した日から1年以内

(却下処分の謄本の送達が納付日から6か月を経過した後であったときは、その却下処分の謄本の送達があった日から6か月以内)

(2) 既納手数料返還請求書

過誤納の手数料等の返還の請求は「既納手数料返還請求書」により行います。

[意施規18条の4]

既納手数料返還請求書（記載見本）

【書類名】 既納手数料返還請求書
【提出日】 令和××年10月 1日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【返還請求人】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【返還請求対象書類】
【書類名】 期間延長請求書
【提出日】 令和××年9月1日
【納付済金額】 2500
【適正納付金額】 2100
【返還請求金額】 400
【返還金振込先】
【金融機関名】 ○○銀行 ○○支店
【口座種別】 普通預金
【口座番号】 ○○○○○○
【フリガナ】 コクサイ タロウ
【口座名義人】 国際 太郎

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 【返還請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注3) 【返還請求人】欄に国際意匠登録出願の出願人を記載する場合、【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に登録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【納付済金額】【適正納付金額】【返還請求金額】欄には、「円」や「,」等を付さず、アラビア数字のみで金額を記載してください。

(注5)【返還金振込先】としては、返還請求人又はその代理人の金融機関の口座を記載してください。金融機関名は正確に、必ず支店名まで記載してください。

7. 個別指定手数料の返還の請求

国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その確定日から6か月以内に、特許庁に対して個別指定手数料の返還を請求することができます。

「国際意匠登録出願が取り下げられたとき」とは、特許への変更出願(特許法第46条第4項)、実用新案への変更出願(実用新案法第10条第5項)、補正却下後の新出願(意匠法第17条の3第2項)や国際登録の限定・放棄(同法第60条の14第1項)等に基づき国際意匠登録出願が取り下げられたものとみなされた場合を指します。

なお、意匠法第60条の14第2項に基づき設定登録された意匠権が消滅した場合においては、返還請求の対象とはなりません。 [意法60条の22]

※返還請求の対象については、第5節「2. (2) 無効審判が確定した場合②」も参照して下さい。

(1) 返還する個別指定手数料の金額

返還する個別指定手数料の金額は、国際事務局にスイスフランで納付した個別指定手数料(更新時のものを含む。)を特許庁が国際事務局から受領したときにおいて日本円に換算した額から、1万5300円を控除した額(意匠登録料に相当する額)となります。

[手数料令2条の3、2条の4]

例1) 国際登録から5年以内に拒絶査定が確定した場合

- ・国際出願時の個別指定手数料として603スイスフランを国際事務局へ納付した
→特許庁が国際事務局から受領した額:81,405円(為替レート:135円/スイスフラン)

返還金額 : 81,405円 - 15,300円 =66,105円

例2) 国際登録から7年目に拒絶査定が確定した場合

- ・国際出願時の個別指定手数料として603スイスフランを国際事務局へ納付した
→特許庁が国際事務局から受領した額:81,405円(為替レート:135円/スイスフラン)
- ・更新時の個別指定手数料として683スイスフランを国際事務局へ納付した
→特許庁が国際事務局から受領した額:88,790円(為替レート:130円/スイスフラン)

返還金額 : $(81,405円 - 15,300円) + 88,790円 =154,895円$

出願時

更新時

(2) 個別指定手数料返還請求書

個別指定手数料の返還の請求は、「個別指定手数料返還請求書」により行います。

[意施規18条の5]

個別指定手数料返還請求書（記載見本）

【書類名】	個別指定手数料返還請求書
【提出日】	令和××年10月 1日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願20××-5×××××
【返還請求人】	
【住所又は居所】	スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】	2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】	エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】	ABC Corporation
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【返還原因】	拒絶査定確定
【納付済金額】	603
【返還金振込先】	
【金融機関名】	〇〇銀行 〇〇支店
【口座種別】	普通預金
【口座番号】	〇〇〇〇〇〇
【フリガナ】	コクサイ タロウ
【口座名義人】	国際 太郎

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 【返還請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注3) 【返還請求人】欄に国際意匠登録出願の出願人を記載する場合、【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に登録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【返還原因】の欄には、「国際登録の限定に基づくみなし取下げ」「特許への出願変更に基づ

づくみなし取下げ」「拒絶の査定の確定」「拒絶の審決の確定」のように返還請求の原因を記載してください。

(注5)【納付済金額】欄には、国際事務局に納付した個別指定手数料(出願時・更新時)のスイスフラン表示の額を記載します。「スイスフラン」や「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示してください。

(注6)【返還金振込先】としては、返還請求人又はその代理人の金融機関の口座を記載してください。金融機関名は正確に、必ず支店名まで記載してください。

(3) 返還金額等の通知

個別指定手数料の返還の請求が適法に行われた場合には、特許庁は返還請求人又はその代理人に対して、返還する日本円額や日本円額に換算した際の為替レート等を通知します。

(参考)過去の日本国における個別指定手数料

国際登録日	個別指定手数料
2016年6月30日以前	意匠ごとに582スイスフラン
2016年7月1日～2020年3月31日	意匠ごとに665スイスフラン
2020年4月1日～2022年3月31日	意匠ごとに682スイスフラン
2022年4月1日～2022年11月30日	意匠ごとに603スイスフラン
2022年12月1日～2024年2月29日	意匠ごとに507スイスフラン
2024年3月1日以降	意匠ごとに436スイスフラン

8. その他の手続書類(上申書、協議の結果届、期間延長請求書、早期審査に関する事情説明書)

上申書 (記載見本)

【書類名】	上申書
(【提出日】)	令和××年12月 1日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願20××-5×××××
【上申をする者】	
【住所又は居所】	スイス国, ジュネーブ 99, リュドゥセキトン 2
【住所又は居所原語表記】	2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】	エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】	ABC Corporation
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【上申の内容】	〇〇〇…

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 【上申をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注3) 【上申をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

協議の結果届（記載見本）

【書類名】	協議の結果届
【提出日】	令和××年12月 1日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願20××-5×××××
【意匠登録出願人】	
【住所又は居所】	スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】	2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】	エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】	ABC Corporation
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【協議命令の日付】	令和××年11月1日
【協議の相手】	
【住所又は居所】	出願人と同一
【氏名又は名称】	出願人と同一
【出願番号】	意願20××-5×××××
【協議の結果】	本願を、協議対象の意匠登録出願「意願20××-5×××××」 を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願に補正する。

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4) 【協議命令の日付】欄には、「協議の結果届」を届け出る旨を指令している協議指令書の発送日を記載してください。
- (注5) 協議対象の出願が同一出願人によるものである場合には、【協議の相手】欄の【住所又は居所】及び【氏名又は名称】欄には「出願人と同一」と記載することができます。
- (注6) 協議対象が複数人の場合、【協議の相手】欄から【出願番号】欄までを人数分繰り返し設け、記載してください。
- (注7) 【協議の結果】欄には「協議対象である「意願○○○○-○○○○○○」を意匠登録を受ける意匠と定め、本願はWIPO国際事務局に限定の手続を行うこととする。」や「協議対象の意匠登録出願「意願○○○○-○○○○○○」を、本願を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願とする。」のように、本願の協議結果を記載してください。

期間延長請求書（記載見本）

本手続は、出願人が在外者・国内居住者の別を問わず、拒絶の通報、拒絶理由通知又は協議指令書に対して1回提出することができます。

指定期間内の場合は「期間延長請求書」を提出することによって、指定期間の満了日から2月の延長が可能です。手数料は2,100円です。

指定期間を経過している場合は、経過後2か月以内に「期間延長請求書（期間徒過）」を提出することで、指定期間の満了日から2か月の延長が可能です。手数料は応答する対象書面（拒絶の通報、拒絶理由通知、協議指令書）の内容によって異なり、内容が拒絶理由の場合は7,200円、協議指令の場合は4,200円が必要となります。

特許 印紙 (2,100円)	「期間延長請求書（期間徒過）」の場合の手数料は、 拒絶理由：7,200円 協議指令：4,200円
【書類名】 期間延長請求書 【提出日】 令和××年10月 1日 【あて先】 特許庁長官 殿 (特許庁審査官 殿)	期間徒過後の提出の場合、【書類名】は 「期間延長請求書（期間徒過）」
【事件の表示】 【出願番号】 意願20××-5×××××	
【請求人】 【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュドゥセキトン 2 【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland 【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション 【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation	
【代理人】 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3 【弁理士】 【氏名又は名称】 国際 太郎 【発送番号】 ○○○○○)	
【請求の内容】 指定期間の2か月の延長を求める。 【手数料の表示】	

- (注1)本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2)【請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】
【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3)【請求人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4)【発送番号】欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載することができます。
- (注5)書面による提出(窓口への持参又は郵送)の場合は、以下のとおり記載してください。
特許印紙を貼るときは、その下にその額を括弧内に記載してください。

現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、「納付済証(特許庁提出用)」に記載された納付書番号を記載します。また、手続書面に「納付済証(特許庁提出用)」を添付して提出してください。

【手数料の表示】

【納付書番号】 99123456788

電子現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、納付番号を記載します。

【手数料の表示】

【納付番号】 1234-5678-9012-3456

特許庁窓口におけるクレジットカード納付制度により手数料を納付するときは、【手数料の表示】欄を設け、【指定立替納付】及び【納付金額】の項目を設け、【納付金額】欄には手数料の金額を記載します。

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 2100

また、【請求人】もしくは【代理人】欄に【識別番号】を記載ください。

- (注6)電子特殊申請による提出の場合は、インターネット出願ソフトにより作成する「送付票」に納付方法、納付金額等必要事項を記載するとともに、申請書類において以下のとおり記載してください。

予納制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、【予納台帳番号】欄には予納台帳番号を、【納付金額】欄には手数料の金額を記載します。

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 2100

電子現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、納付番号を記載します。

【手数料の表示】

【納付番号】 1234-5678-9012-3456

口座振替制度により手数料を納付するときは、【手数料の表示】欄を設け、【振替番号】及び【納付金額】の項目を設け、【振替番号】には振替番号を、【納付金額】には手数料の表示を記載します。

【手数料の表示】

【振替番号】 12345678

【納付金額】 2100

指定立替納付制度により手数料を納付するときは、【手数料の表示】欄を設け、【指定立替納付】及び【納付金額】の項目を設け、【納付金額】欄には手数料の金額を記載します。

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 2100

早期審査に関する事情説明書（記載見本）

日本及びその他の国・政府間機関を指定締約国とする国際出願に基づく国際意匠登録出願は、「外国関連出願」（出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願）として、早期審査の対象とすることができます（https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/kokusaiisy_ou_soukisinri.html）。

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
【提出日】 令和××年10月 1日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【提出者】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【早期審査に関する事情説明】
1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示
（1）証拠の表示
本願は、日本及びその他の国・政府間機関を指定締約国とする国際出願に基づく国際意匠登録出願であるため、省略する。
2. 先行意匠調査
3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

- (注1)本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2)出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

- (注3)【提出者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注4)【提出者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注5)【早期審査に関する事情説明】欄の「証拠の表示」については、日本国特許庁が国際事務局から受領する「公表の写し」等に国際出願の指定締約国等の情報が記載されているため、日本国特許庁以外の特許庁への出願の事実を疎明する書面の提出並びに「外国特許庁名」、「出願日」及び「出願番号」の各欄の記載を省略することが可能です。
- (注6)早期審査の申請を、「外国関連出願」としてではなく、「実施関連出願」又は「震災復興関連出願」として行う場合の【早期審査に関する事情説明】欄の記載要領は、国内出願と同じです。(https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html)
- (注7)【早期審査に関する事情説明】欄の「先行意匠調査」及び「自己の意匠登録出願中の意匠の記載」の項目に関する記載要領等は、「意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン」を参照してください。
(https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/document/isyou_soukisinri/isyou_soukisinri_2020.pdf)

第5節 審判

1. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判

(1) 審査段階との手続方法の違い

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続においては、以下の点について「第3節 日本国特許庁への手続の原則」等に記載した手続方法と異なります。注意して手続を行ってください。

① 識別番号を用いた手続

国際意匠登録出願に関する拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判においては、識別番号を用いて手続を行います。識別番号とは、手続をする者に対し特許庁長官が付与する9桁のアラビア数字からなるコードです。

a. 識別番号の付与(申請人登録)

審判の請求人や所有権の変更後の新たな出願人(譲受人)が識別番号を付与されていない場合には、その者の氏名(名称)・住所(居所)等の情報を登録して識別番号を付与し、その番号を通知します。譲受人に対する識別番号の付与は、国際事務局への所有権の移転の申請後に譲受人が初めて日本国特許庁へ代理人選任届の提出等の手続を行った際に行います。

なお、審判の請求等の手続を行う前に識別番号付与請求書を特許庁長官に提出することにより、事前に識別番号の付与を請求することもできます。 [例施規3条]

b. 識別番号の表示

識別番号の付与を受けている者が拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判の手続を行う場合には、手続書類に識別番号を記載してください。

なお、識別番号を記載した場合には、その者の住所又は居所(日本語表記及び原語表記)の記載を省略することができます。 [例施規2条]

c. 申請人登録情報の変更の届出

識別番号の付与を受けた者は、氏名(名称)・住所(居所)を変更したときは遅滞なくその旨を届け出なければなりません。 [例施規4条1項]

国際意匠登録出願においては、国際登録簿に登録された出願人の氏名(名称)・住所(居所)の変更は国際事務局へ届け出る必要がありますが、識別番号を使用するにあたって申請人登録された氏名(名称)・住所(居所)も変更する必要がある場合には、併せて特許庁に対しても変更の届出を行ってください。

氏名（名称）変更届（記載見本）

氏名（名称）変更届	
	（令和 年 月 日）
特許庁長官 殿	
1 氏名（名称）を変更した者	
識別番号	
住所又は居所	
旧氏名又は旧名称	
新氏名又は新名称	①
2 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	

住所（居所）変更届（記載見本）

住所（居所）変更届	
	（令和 年 月 日）
特許庁長官 殿	
1 住所（居所）を変更した者	
識別番号	
旧住所又は旧居所	
郵便番号	
新住所又は新居所	
氏名又は名称	①
2 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	

②オンラインシステムを使用した手続

国際意匠登録出願に関する拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判においては、意匠登録出願と同様にオンラインシステムを使用して手続を行うことができます。オンラインシステムを使用して行うことのできる手続を「特定手続」といいます。

[特例法3条1項、例施規10条]

a. オンラインシステムを使用した手続の方法

オンラインシステムを使用して特定手続を行うためには、インターネット環境の準備に加え、インターネット出願ソフトの入手や電子証明書の購入が必要となります。事前準備や書類の作成方法等の詳細については、「電子出願ソフトサポートサイト」や「インターネット出願ソフト操作マニュアル」を参照してください。

<参考>

電子出願ソフトサポートサイト

<https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html>

インターネット出願ソフト操作マニュアル

https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/2_manual/index.html

b. 手数料の納付

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判の手続において手数料を納付する場合には、手続書面に特許印紙を貼付する方法に加え、予納制度、現金納付、電子現金納付、口座振替又は指定立替納付(クレジットカードによる納付)を利用することができます。

<参考>

手数料の納付方法

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/outline/payment/index.html>

c. 注意点

・ 文字の制限

オンラインシステムを使用した手続においては、日本工業規格X0208号で定められている文字しか使用することができません。出願人や創作者の氏名(名称)・住所(居所)に当該規格外の文字を含む場合には、当該規格に含まれる文字に置き換えて記載し、その前に「▲」、後ろに「▼」を付してください。

・ 指定特定手続を書面で行う場合

特定手続のうち特例法第7条第1項に定める手続(指定特定手続)を、オンラインシステムを使用せず書面の提出により行うときは、その書面に記載されている事項を電子化するための費用(電子化手数料)を納付する必要があります。

[例施規30条、特例法40条1項1号]

③ 手続書類への審判番号の記載

特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の請求書を受理したときは審判の番号を付し、その番号を通知します。

[意施規19条8項(特施規48条1項)]

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続書類に事件の番号を記載する場合には、出願番号に加えて審判番号も記載してください。

なお、審判番号の通知が届いていない状況で書類を作成する場合には、「審判請求日」として審判請求をした年月日を記載してください。

< 審判番号が通知されている場合 >

【審判事件の表示】

【審判番号】 不服2020-000001

【出願番号】 意願2019-590001

【審判事件の表示】

【審判番号】 補正2020-500001

【出願番号】 意願2019-590001

< 審判番号が通知されていない場合 >

【事件の表示】

【審判請求日】 令和××年 4月 1日

【出願番号】 意願20××-590001

(2) 審判請求

① 拒絶査定不服審判の請求

拒絶査定不服審判は、拒絶査定の謄本の送達があった日から3か月以内に請求することができます。

[意法46条]

② 補正却下決定不服審判の請求

補正却下決定不服審判は、補正却下の決定の謄本の送達があった日から3か月以内に請求することができます。

[意法47条]

審判請求書（記載見本）

【書類名】 審判請求書

（【提出日】 令和××年 ××月 ××日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】 意願20××-5×××××

【審判の種別】 拒絶査定不服審判事件

【審判請求人】

【識別番号】 ○○○○○○○○○

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-5

【住所又は居所原語表記】 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku, Tokyo 100-8913, JAPAN

【氏名又は名称】 意匠 花子

【氏名又は名称原語表記】 ISYO Hanako

【代理人】

【識別番号】 ○○○○○○○○○

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-6

【弁理士】

【氏名又は名称】 意匠 一郎

（【電話番号】 ○○-○○○○-○○○○）

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】 ○○○○○○）

（【納付金額】 55000）

【請求の趣旨】

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

【物件名】 委任状 1

【援用の表示】 意願○○○○-○○○○○○○に添付した委任状を援用します。

(注1)【審判の種別】欄には、「拒絶査定不服審判事件」又は「補正却下決定不服審判事件」と記載してください。

(注2)【審判請求人】【代理人】欄に識別番号を記載した場合には、【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することができます。

(注3)【審判請求人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

2. 無効審判

(1) 審判請求

無効審判は、意匠権の設定登録後であればいつでも(意匠権の消滅後でも)請求することができます。 [意法48条]

※無効審判の手続については、第3節「日本国特許庁への手続の原則」も参照してください。

(2) 無効審決が確定した場合

① 無効の通報と国際意匠公報の発行

国際登録を基礎とした意匠権について、意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠原簿へ確定登録が行われた後、国際事務局に対して「無効の通報」の送付を行います。

この通報の情報は国際登録簿へ記録され、国際事務局によって無効の国際意匠公報が発行されます。 [協定15条(2)、規則20、26(1)(iii)]

② 無効審決が確定した年の翌年以後の登録料

国際登録を基礎とした意匠権については、意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料(個別指定手数料のうち登録料に相当する額)は、請求による返還の対象となりません。

[意法60条の21第3項、60条の22、45条(特法111条1項2号)]

審判請求書（様式記載見本）

特許
印紙

(55,000円)

審判請求書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠登録無効審判事件

2. 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

氏名（名称） 意匠 太郎

3. 代理人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

（電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

氏名（名称） 代理 一郎

4. 被請求人

住所（居所） 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-
ku, Tokyo 100-8913, JAPAN

氏名（名称） ISYO Hanako

5. 請求の趣旨

6. 請求の理由

7. 証拠方法

8. 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法に係る承諾

9. 添付書類又は添付物件の目録

(注1) 本手続は書面による提出（窓口への持参若しくは郵送）又は電子特殊申請により行います。

(注2) 請求人及び代理人の欄に識別番号を記載して、住所（居所）の記載を省略することはできません。

(注3) 被請求人の欄の住所（居所）及び氏名（名称）には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

第6節 登録

1. 意匠権の設定の登録

国際意匠登録出願は、「意匠登録をすべき旨の査定又は審決」があったときに意匠登録原簿に意匠権の設定の登録が行われます。この意匠権を「国際登録を基礎とした意匠権」といいます。 [意法60条の13、20条2項]

国際登録を基礎とした意匠権の5年分の登録料は、国際出願時に個別指定手数料として国際事務局へ納付済みであるため、登録査定後、設定登録のために特許庁に対して納付を行う必要はありません。 [意法60条の21]

2. 意匠登録証

意匠権の設定登録が行われた後に、意匠権者に対し意匠登録証を交付します。 [意法62条]

意匠登録証は日本語と英語の併記で作成されますが、意匠に係る物品・意匠権者・意匠の創作をした者についてはアルファベット表記で作成されます。

3. 国際登録を基礎とした意匠権に関する特例

※国際事務局への届出の方法については、第4章「国際事務局に対する主な手続」を参照してください。

(1) 国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿

国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿には、国際登録事項記録部が設けられ、設定登録後に当該意匠権に関して国際登録簿に登録された事項(所有権の変更や限定・放棄など)が記録されます。 [意登令1条2項、意登施規3条の2 1項、4項]

(2) 意匠権の消滅、放棄、限定

国際登録が消滅すると、その国際登録を基礎とした意匠権は消滅したものとみなされます。消滅の効果は、国際登録簿に当該国際登録の消滅が記録された日から生じます。 [意法60条の14 2項、3項]

また、国際登録を基礎とした意匠権の消滅(存続期間の満了によるものを除く)は、国際登録簿に登録されたところによります。 [意法60条の19 2項]

よって、国際登録を基礎とした意匠権を放棄又は限定する場合には、国際事務局に対して国際登録を消滅させるための手続(放棄又は限定の請求)を行ってください。

(3) 意匠権の移転

国際登録を基礎とした意匠権の移転は、国際登録簿に登録されたところによります。

[意法60条の19 2項]

よって、国際登録を基礎とした意匠権を移転する場合には、国際事務局に対して所有権の変更の申請の手続きを行ってください。

[規則21(1)(a)(i)]

なお、基礎意匠及びその関連意匠の意匠権は分離して移転することができません。基礎意匠の意匠権又はその関連意匠の意匠権のうち、どちらか片方が国際登録を基礎とする意匠権、もう片方が(国際登録を基礎としない)意匠権である場合には、国際登録を基礎とする意匠権については国際事務局へ、(国際登録を基礎としない)意匠権については特許庁へそれぞれ移転の手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。

[意法22条]

(4) 意匠権者の氏名(名称)又は住所(居所)の表示変更

国際登録を基礎とした意匠権の意匠権者の氏名(名称)又は住所(居所)を変更したい場合には、国際事務局に対して手続きを行ってください。

[規則21(1)(a)(ii)]

(5) 国際登録を基礎とした意匠権の存続期間と国際登録の更新

① 国際登録を基礎とした意匠権の存続期間

<国際登録日が2020年3月31日以前の案件の場合>

日本における意匠権は、その設定の登録の日から20年間存続させることができます。

[旧意法21条]

<国際登録日が2020年4月1日以降の案件の場合>

日本における意匠権は、その設定の登録の日からはじまり、国際登録日から25年間存続させることができます。

[意法21条、60条の6 1項]

上記(2)のとおり、国際登録を基礎とする意匠権は国際登録が消滅すると消滅したものとみなされてしまうことから、日本において権利を存続させたい期間について、国際登録を維持する必要があります。

② 国際登録の更新

国際登録を維持するためには、国際登録日から5年ごとに、国際事務局に対して更新

の申請と所定の手数料(基本手数料と指定締約国ごとの指定手数料)の支払を行う必要があります。 [協定17条(2)]

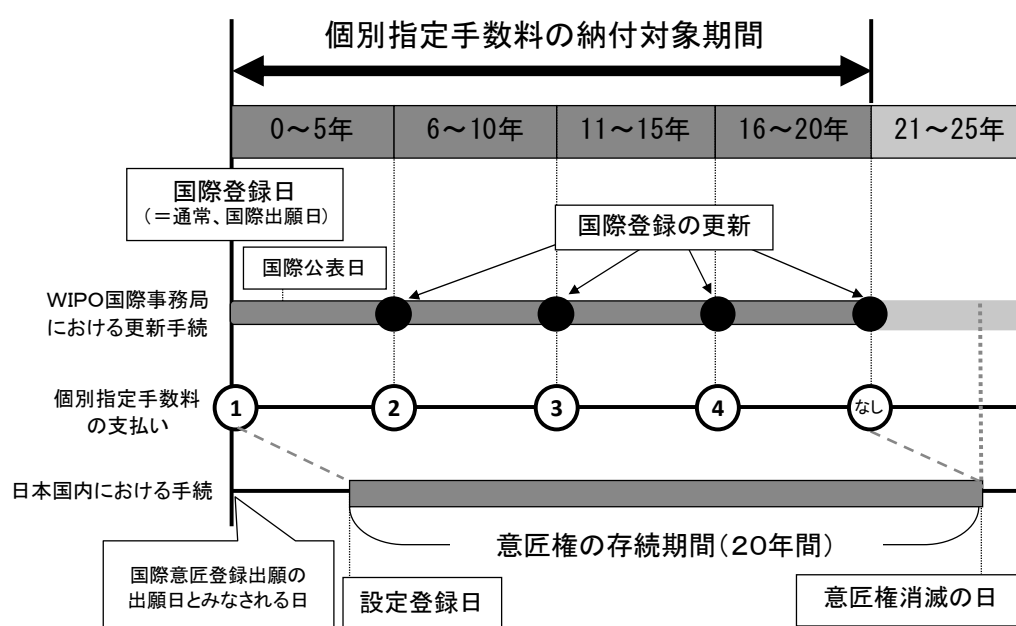
国際登録日によって、更新手続における日本の個別指定手数料の支払いに関し、下記の違いがありますのでご注意ください。

< 国際登録の更新と個別指定手数料の支払 >

● 国際登録日が2020年3月31日以前の案件

4回目の更新手続において、日本の個別指定手数料の支払は不要です。

[旧意法第60条の21第2項]



※ 個別指定手数料と、意匠権の登録料との関係

国際出願時 : 個別指定手数料として、意匠権の存続期間のうち最初の5年分の登録料を納付

国際登録から 5年目の更新時: // 、意匠権の存続期間のうち 6~10年目の分の登録料を納付

10年目の更新時: // 、意匠権の存続期間のうち11~15年目の分の登録料を納付

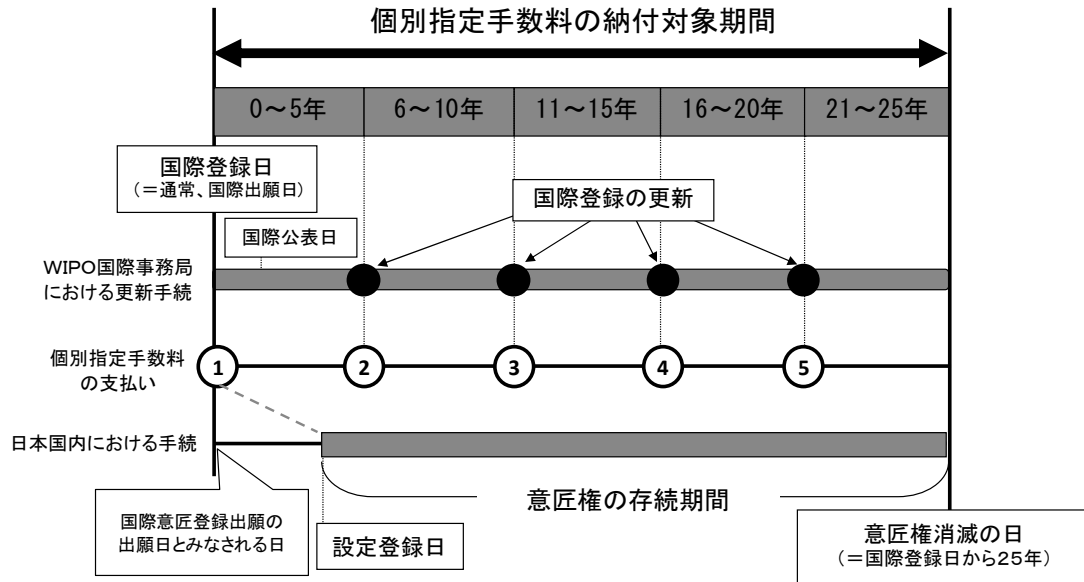
15年目の更新時: // 、意匠権の存続期間のうち16~20年目の分の登録料を納付

20年目の更新時: 日本の個別指定手数料は不要(20年分の登録料を納付済のため)

●国際登録日が2020年4月1日以降の案件

各更新手続(1~4回目)において、日本の個別指定手数料の支払いが必要です。

[意法第60条の21第2項]



第7節 意匠公報の発行

国際意匠登録出願について意匠権の設定登録があったときは、意匠登録出願(国内出願)と同様に意匠公報が発行されます。 [意法20条3項、【参考資料4】]

※意匠登録出願(国内出願)に関して発行されている他の公報(審決公報や協議不成立意匠出願公報等)についても、同様に発行されます。 [意法66条]

(1) 発行形態、発行周期

意匠公報は、インターネット利用 (<https://www.gazette.jpo.go.jp/scciidl010>) により原則毎日発行します。

(2) 発行言語

国際意匠登録出願に係る意匠公報は、基本的には日本語により作成されますが、「意匠に係る物品」及び「意匠の説明」の内容については英語で記載した上で、特許庁による参考訳文が付されます。

なお、この訳文はあくまでも参考的な性格のものであり、意匠権の権利範囲に対しては影響を与えません。

第8節 手続書類等の閲覧・交付・証明の請求

1. 閲覧及び交付の請求

何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関する書類の閲覧を請求することができます。また、特例法の規定に基づきファイルに記録された事項及び磁気テープをもって調製されている意匠原簿に記録された事項の閲覧及び交付を請求することができます。 [意法63条、特例法12条]

ただし、以下の①ないし③に該当する者以外は、閲覧及び交付の請求をすることができません。

- ① 国際意匠登録出願に関する書類については、意匠権の登録がされていない出願（拒絶査定不服審判に係属中であっても同様）の場合は、出願人、出願人代理人、審判請求人、審判請求人代理人及び利害関係人(※)
 - (※)利害関係人
 - (イ) 閲覧等につき、出願人の同意を得た者
 - (ロ) 拒絶理由通知の理由中に引例された出願について、拒絶理由通知を受けた出願人又はその代理人
 - (ハ) 登録前に出願人からその意匠の実施について警告等を受けた者
 - (ニ) その意匠と同一又は類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人
- ② 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるものは、書類の提出者及び提出者の同意を得た者
- ③ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるものは、書類を提出した者

(1) 書類の閲覧

国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権に係る書類（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係るものを除く）のうち、国際登録日が2016年12月31日以前（出願番号の西暦が2016年以前）の案件は、書類の閲覧手続の対象です。閲覧するためには、特許庁の閲覧窓口において「閲覧請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。

手数料額は、1件につき1,500円です。 [手数料令3条1項8号ロ]

※国際登録日が2016年12月31日以前（出願番号の西暦が2016年以前）の案件について閲覧請求を行う場合は、必ず事前に出願課特許行政サービス室閲覧担当（03-3581-1101（代表）、内線：2756）までお問い合わせください。

(2) ファイルに記録されている事項の閲覧

ファイルに記録されている拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る書類は、オンラインシステム又は書面によって、閲覧の請求を行うことができます。

① オンラインシステムによる閲覧請求

「ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。請求後、準備が整うと、オンラインシステムを使用して閲覧書類を受信し、一定期間閲覧することができます。

手数料額は、1件につき600円です。 [手数料令5条1項2号]

② 書面による閲覧請求

特許庁の閲覧窓口において「ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求すると、特許庁に設置された専用端末を用いて閲覧することができます。

手数料額は、1件につき900円です。 [手数料令5条1項2号]

(3) ファイルに記録されている事項の書類の交付

ファイルに記録されている事項については、オンラインシステム又は書面によって、書類の交付請求を行うことができます。

① オンラインシステムによる交付請求

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項については、オンラインシステムによる交付請求の対象です。「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」又は「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,000円です。 [手数料令5条1項4号]

② 書面による交付請求

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項、及び、国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権に係る書類のうち国際登録日が2017年1月1日以降(出願番号の西暦が2017年以降)の案件に係る事項は、書面による交付請求の対象です。

特許庁の閲覧窓口において「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」又は「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。また、申請書を郵送で提出することもできます。書類の交付は、

特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,300円です。 [手数料令5条1項4号]

(4) 磁気テープをもって調製されている意匠(登録)原簿の閲覧

意匠(登録)原簿の閲覧の請求は、オンラインシステム又は書面によって行うことができます。

① オンラインシステムによる閲覧請求

「登録事項の閲覧請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。請求後、準備が整うと、オンラインシステムを使用して閲覧書類を受信し、一定期間閲覧することができます。

手数料額は、1件につき600円です。 [手数料令5条1項3号]

② 書面による閲覧請求

特許庁の閲覧窓口において「登録事項の閲覧請求書」に必要事項を記載し、適正の額の印紙を添付して請求すると、特許庁に設置された専用端末を用いて閲覧することができます。

手数料額は、1件につき800円です。 [手数料令5条1項3号]

(5) 磁気テープをもって調製されている意匠(登録)原簿の交付

意匠(登録)原簿の交付の請求は、オンラインシステム又は書面によって行うことができます。

① オンラインシステムによる交付請求

「登録事項記載書類の交付請求書」又は「認証付登録事項記載書類の交付請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき800円です。 [手数料令3条1項9号]

② 書面による交付請求

特許庁の閲覧窓口において「登録事項記載書類の交付請求書」又は「認証付登録事項記載書類の交付請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。また、申請書を郵送で提出することもできます。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,100円です。 [手数料令3条1項9号]

2. 証明の請求

何人も、特許庁長官に対し、証明の請求を行うことができます。 [意法63条]

証明可能な書類は、国内法令に基づき当事者が特許庁に対してなされた手続であって、受理され、かつ、保管されているもの、また、特許庁から発せられた当該事件に係る書類等で確認できるものとなります。

なお、国際意匠登録出願に係る優先権証明書等の交付の請求は、国際事務局に対して行ってください。

(1) 書類の証明

国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権に係る書類(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係るものを除く)のうち、国際登録日が2016年12月31日以前(出願番号の西暦が2016年以前)の案件の場合は、書類の証明の対象です。証明を請求するためには、「証明請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。手数料額は、1件につき1,400円です。 [手数料令3条1項6号]

※国際登録日が2016年12月31日以前(出願番号の西暦が2016年以前)の案件について証明請求を行う場合は、必ず事前に出願課特許行政サービス室閲覧担当(03-3581-1101(代表)、内線:2756)までお問い合わせください。

(2) ファイルに記録されている事項の証明

① オンラインシステムによる証明の請求

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項については、オンラインシステムによる証明請求の対象です。「証明請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,100円です。 [手数料令3条1項6号]

② 書面による証明の請求

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項、及び、国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権に係る書類のうち国際登録日が2017年1月1日以降(出願番号の西暦が2017年以降)の案件に係る事項は、書面による証明請求の対象です。「証明請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,400円です。 [手数料令3条1項6号]